

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：香川県
農業委員会名：三木町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1345
自給的農家数	722
販売農家数	623
主業農家数	82
準主業農家数	76
副業的農家数	465

※ 農林業センサスに基づいて記入

	農業者数(人)
農業就業者数	919
女性	455
40代以下	99

※ 農林業センサスに基づいて記入

	経営数(経営)
認定農業者	83
基本構想水準到達者	3
認定新規就農者	13
農業参入法人	0
集落営農経営	3
特定農業団体	0
集落営農組織	3

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	1,290	135	—	—	—	1,420
経営耕地面積	865	47	41	6	—	912
遊休農地面積	15.3	2.2	—	—	—	17.5
農地台帳面積	1,389	239	—	—	—	1,628

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	11
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	1
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	16	16	10

* 現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積 1,420 ha	これまでの集積面積 350 ha	集積率 24.7 %
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地が増加し、中でも耕作の利便性が良くない農地の増加が顕著に見られる。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 400 ha (うち新規集積面積 30 ha)
	目標設定の考え方：現在の見通しを踏まえての目標数値
活動計画	所有者の意向を確認しながら農地中間管理事業の利用を促進し、集積・集約化を効率的に進めていく。また、12月に発行する「農業委員会だより」においても同制度の周知を図る。

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H29年度新規参入者数	H30年度新規参入者数	R元年度新規参入者数
	1 経営体	4 経営体	5 経営体
	H29年度新規参入者が取得した農地面積	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R元年度新規参入者が取得した農地面積
	0.7 ha	3.2 ha	6.8 ha
課 題	地域の農業を担う者が減少していることから、新規就農者数を確保し、早期に経営の発展・安定を図る。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積 1.5 ha
活動計画	担い手の育成に取り組んでいる三木町農林課と連携し、同町が設定している目標の達成を目指す。	

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A) 1,438 ha	遊休農地面積(B) 17.5 ha	割合(B/A×100) 1.2 %
課 題	耕作の利便性や生産性の低い遊休農地は、荒廃化が一時的に解消されても担い手へと結びつかない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2.0 ha		
	目標設定の考え方：昨年度の実績を踏まえた目標数値		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	35人	8月下旬から9月上旬	10月
	調査方法	管内全域を6調査区に区切り、担当の農業委員、農地利用最適化推進委員で巡回調査を実施する。 調査時に遊休化が確認された場合は、農地の状況を詳細に調査する。	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
農地の利用意向調査	10月～12月	12月～1月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A) 1,420 ha	違反転用面積(B) 0.0 ha
課 題	管内での違反転用は見られないが、農地転用制度の周知、啓発を継続する必要がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	農地の利用状況調査に伴う農地パトロールを8月下旬から9月上旬に実施する。 また12月発行の「農業委員会だより」に掲載し啓発活動の実施する。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入